

## 第 2 回施行状況検討会でいただいたご意見への主な対応について

## (2) 第 1 回会合結果の確認

## ＜第 1 回検討会でいただいたご意見への主な対応について＞

- ・植物防疫法での規制は原則として輸入規制のみであるため、保管、運搬、飼養等全てが禁止される外来生物法で規制しても二重規制にはならない。国内での拡散を防ぐために必要な種について、農林水産省と共管指定した上で対応を検討してほしい。

「特定外来生物被害防止基本方針」においては、植物防疫法等他の法令により輸入や飼養等の規制がされている外来生物については、特定外来生物の選定の対象としないとしている。輸入が規制されていても、保管、運搬、飼養等に規制がない場合、国内に既に存在する種であれば拡散・生息域の拡大を防ぐことができないため、国内の生態系・農林水産業へ影響を及ぼすおそれのある場合は、特定外来生物への指定を検討することが必要と考えられる。

## (3) 外来生物法の施行にかかる課題と対応方針の検討

## テーマ 2：特定外来生物の防除に関する課題

以下の事項についての課題が提示されたことから、今後の検討対象とする。

## ＜防除の手続きについて＞

- ・現在の法律の文章では、一般市民が特定外来生物を防除するためには主務大臣の確認・認定等受けて行うことが必要なようにみえる。特に昆虫の防除は素早い対応が重要なので、防除の心理的ハードルが下がるような対応を検討して欲しい。

外来生物法には防除（捕獲しその場で殺処分すること）に係る規制はないが、「主務大臣等は、防除を行う」、「地方公共団体やそれ以外の者は、防除に関する計画について主務大臣の確認・認定を受けることができる」のような記述がわかりにくくしているのかも知れない。多様な主体による積極的な防除が進むよう、制度上の改善や情報提供方法について検討する。

- ・特定外来生物は生きたままの運搬が規制されているため、駆除した後死ぬまでに時間がかかる生き物は回収場所まで移動させることができず防除の妨げとなっている。特に農業の現場では除草した後一定時間をおかないと特定外来生物を運び出せず苦慮している。両省で調整して国としての方向性を示してほしい。

## 【環境省】

特定外来生物への指定により防除の取組に支障が生ずる種については、確認・認定に基づく防除に位置づけることで運搬や保管が可能となるほか、例えばボランティア等小規模な植物防除の取組に伴う植物の運搬及び保管については、一定要件を満たす場合は

外来生物法の「運搬」には該当しないとの解釈を通知しているところであるが、他にも具体的な支障が生じているのであれば、対応を検討したい。

また、農林水産業に関わる現場で農作業や防除作業にどのような支障が生じているのか、どのような対応が必要であるかについては、農林水産省と必要な対応について検討したい。

#### 【農林水産省】

外来種による農林水産業への被害に関しては、研究事業等において効果的な防除方法の実証を進めるとともに、被害の発生地域においては、都道府県等の指導を受け生産者が防除を実施しているところである。

例えば、クビアカツヤカミキリについては、モモなどの果樹への被害を発生させており、発見次第、早期の除去・回収が重要であるところ、都道府県等の現場から要望を受け、継続的な防除に関しては運搬と保管が可能となるよう環境省と調整を行い、環境省を通じて関係者への周知を行った。

今後も、関係省庁、研究機関及び都道府県等と連携しながら対応を検討してまいりたい。

#### <防除に関する情報の集約について>

- ・今後の取組の検討に役立つよう、特定外来生物に限らず外来種対策の多様な主体による防除の取組みやマニュアルを網羅的にデータベース化しておくことが大事。
- ・環境省直轄事業による防除は日本を代表する取り組みでもある。これまでの取り組みをレビューし、それぞれの地域の課題はあるが一般化して今後の取り組みの参考とすることを検討してほしい。
- ・既存の防除マニュアルには、何をすればよいのかすぐに理解できるように書かれていないものがある。目標設定のしかたや捕獲努力量のデータを取ることの重要性などポイントを絞ったハンドブックのような物を考えてみる必要がある。

#### 【環境省】

多様な主体による積極的な防除がより効果的・効率的に進むよう、国や自治体、団体等による各地の取組事例の整理・情報提供方法について検討する。また、防除マニュアルについてはこれまでに20種類近く作成・公開してきたところであるが、行政担当者を対象とした物も多いため、引き続きより多くの主体に利用していただけるような情報提供の仕方を工夫したい。

#### 【農林水産省】

外来種を含む有害動植物による農林水産業への被害対策に関しては、研究機関において有効な管理・防除技術の開発を行っているほか、水生植物、有害鳥獣、外来魚等について管理・防除マニュアルを作成・配布及びHP掲載する等により普及・啓発に取り組んでいる。また、各地の取組事例をHP掲載する等により、利用者の理解の促進にも努めており、今後も関係機関と連携しながら普及・啓発を推進してまいりたい。

#### <各主体の連携について>

- ・地方公共団体と民間の連携、都道府県間の連携等、主体間・地域間の連携が不可欠であり、これらを結びつけ、主導する役割を環境省に期待している。

関係省庁、地方公共団体、民間企業等と連携して取組を行ってきているところであり、特に、環境省地方環境事務所においては国の関係機関、地方自治体等とともに担当者会議を毎年開催し、主体間・地域間の連携・情報共有を図っているが、連携をより深められるよう対応を検討する。

- ・防除は国の直轄だけでできるものではないこと、現場では拡散させないような措置をとるなど慎重性が求められることなどから、資金支援をさらに充実させる必要がある。

#### 【環境省】

地方公共団体や地域の協議会による外来種対策が進むよう、防除マニュアルの整備・公開のほか、環境研究総合推進費による技術開発や生物多様性保全推進事業による資金的な支援にも取り組んでいるところであるが、さらなる拡充に向けた努力を続けていきたい。

#### 【農林水産省】

外来種を含む有害動植物による農林水産業への被害対策に関しては、鳥獣被害防止総合交付金、植物防疫事業交付金、消費・安全対策事業交付金を都道府県に交付しているほか、外来魚については内水面漁場・資源管理総合対策事業により駆除活動を支援している。また、セイヨウオオマルハナバチについては、在来種への転換を促進するため、養蜂等振興強化推進事業にて在来種マルハナバチの利用技術実証等の支援を行っている。引き続き、現場での活動を支援し、防除や拡散防止の推進に努めてまいりたい。

- ・科学的妥当性に基づき防除を実施する必要があるため、科学者及び関係省庁による専門家会議をベースとして対策を進めることが重要。

外来種防除における科学的知見の重要性はご指摘のとおりであり、外来種被害防止行動計画や特定外来生物被害防止基本方針においても記載しているところ。環境省本省においてはヒアリやアカミミガメに関する専門家会合を設けているとともに、地方環境事務所でも個別の課題に応じて地域協議会に有識者の参画を得るなどして、科学的知見に基づいた防除を進めている。また、農林水産省では、農林水産業への被害に関しては、研究事業等において効果的な防除方法の実証を進めるとともに、被害の発生地域においては、都道府県等の指導を受け生産者が防除を実施しているところである。今後も科学者や関係省庁等関係者と連携を図っていきたい。

- ・民間事業者との連携については、明確な目標を設定した上でセミナー等を開催するのがよい。

- ・地域の取組においては、地域住民が問題意識をもつことが効果的な支援につながることから、啓発が重要である。また、市民から地域の情報を吸い上げるシステムを構築することで、地方公共団体は動きやすくなる。

#### 【環境省】

例えばヒアリについては、我が国で初確認された平成 29 年度から、地方公共団体や事業者を対象とした講習会を実施し、ヒアリの生態や防除方法について普及啓発しているほか、一般向けにも、冊子の作成やヒアリ相談ダイヤル、チャットボットなどを用意している。他の種についても防除マニュアルやハンドブック等の作成を行っている。今後は、民間企業と専門家をつなぎ防除技術開発を促進するような、新たな取組も検討していきたい。

#### 【農林水産省】

農作物病害虫に関して言えば、国内未発生であったり、都道府県内で初めて発生が確認されたりした場合には、都道府県の病害虫防除所から、防除方法を添えて市町村、農業者団体、農業者に情報発信をしているとともに、必要に応じて防除方法についての指導等を実施している。今後も、関係機関と連携して的確な防除指導を行ってまいりたい。

#### <その他>

- ・海外からの非意図的な導入だけでなく、国内での非意図的な分布拡大にも留意が必要。メカニズムを把握し、必要に応じて注意喚起などの対策を検討してほしい。

#### 【環境省】

ヒアリやセアカゴケグモは車両による非意図的な移動が確認されていることから、運送事業者やレンタカー会社など、ターゲットを絞った普及啓発にも取り組んでいる。他の種についても、侵入経路や要因等について引き続き情報収集し、効果的な対策を検討していきたい。

#### 【農林水産省】

国内の一部地域のみで発生しているアリモドキゾウムシやカンキツグリーニング病等については、沖縄県などの発生地域から未発生地域への侵入を防止するため、植物防疫法に基づき、寄主植物（サツマイモ、カンキツ苗木など）の移動制限を実施している。この措置の広報活動については、消費・安全対策事業交付金により都道府県が行う広報活動を支援しているほか、植物防疫所においても、ゴールデンウィークや夏休みの前などに広報強化週間を設定し、海港及び空港における広報に努めている。

さらに、本年は去年の暖冬の影響で、全国でのスクミリンゴガイの発生が増加しており、都道府県や植物防疫関係機関等が参集した全国会議において、各地域における発生状況や被害状況等を共有するとともに、効果的な防除対策の検討を行った。今後、防除対策を取りまとめた防除マニュアル、啓発用のリーフレットを配布する予定。

- ・田起こしや草刈り、溝さらいなどの普段の営農活動が外来種の分布拡大を引き起こすことがあるので、農業現場との連携が重要になる。実際に問題が起こっているところからモデル的な検討をしてみてもどうか。

#### 【環境省】

農業活動が外来生物の分布拡大の原因となっている課題について、農林水産省からの情報をふまえ、両省で必要な対応について検討したい。

#### 【農林水産省】

外来生物を含む営農に悪影響を及ぼす生物（病害虫、難防除雑草等）については、営農活動の中で発生ほ場から近隣ほ場等に拡大することがないように都道府県普及指導センター等を通じて対策指導を実施している。また、セイヨウオオマルハナバチ等の特定外来生物については、ビニルハウス外に脱走しないように入出口や換気口部分にネットを張るなど、それぞれの生物の特性に応じた拡大防止方法を設定し、それを取り入れた営農活動を指導している。今後、新たな特定外来生物の設定や拡大防止方法の開発・改善が行われた際には、それに応じた現場指導を都道府県普及指導センター等を通じて実施していく予定。

#### （４）【報告】外来種被害防止行動計画の目標の進捗状況の確認について

##### ＜外来種被害防止行動計画の進捗状況の確認と目標の見直しについて（資料 8）＞

- ・個々の目標の取組状況について、具体的事例等を取りまとめると参考になるだろう。
- ・自治体の条例やリストについて、作成の有無だけでなく内容についても確認が必要。作成に関する目標の達成率が低い。法定計画に位置付け、自治体への通達などをする必要があったのではないか。

条例やリストの策定については、多様な主体による防除の推進や地方公共団体との役割分担を検討する上でも重要であると考えている。今回は外来種被害防止行動計画にある目標の進捗状況の把握と各省庁の取組状況の確認を行ったものであり、取りまとめ方法に関するご意見は 2021 年以降に行う目標の実施状況のレビューの際に参考とさせていただきます。